平成２７年度公立大学法人宮城大学
グリーン購入の推進に関する計画

平成２７年５月　公立大学法人宮城大学

平成 27 年度公立大学法人宮城大学
グリーン購入の推進に関する計画について

１　目的

この計画は，「グリーン購入促進条例」（平成 18 年宮城県条例第 22 号）第 11 条第１項及び「グリーン購入の推進に関する基本方針」により，平成 27 年度における特定調達物品等の調達に関する事項等について定めたものです。

２　定義

(1) 「環境物品等」とは，「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号。以下，「グリーン購入法」という。）第２条第１項に規定する環境物品等をいい，具体的には次のいずれかに該当する物品又は役務をいいます。

イ　再生資源その他の環境への負荷（「環境基本法」（平成５年法律第 91 号）第２条第１項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品

ロ　環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること，使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと，使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により，環境への負荷の低減に資する製品

ハ　環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

(2) 「特定調達品目」とは，重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類をいいます。

(3) 「特定調達物品」とは，特定調達品目ごとにその判断の基準等を満たす物品等をいいます。

(4) 「物品の調達」には，購入の他，リース又はレンタル契約による調達も含みます。

３　特定調達品目と調達目標

特定調達品目とそれぞれの調達目標は別表１のとおりです。

４　特定調達物品の選択・確認方法

特定調達品目の判断の基準とその選択・確認方法は別表２のとおりです。

５　特定調達物品等の調達先

特定調達物品等は，環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者の環境保全活動を促進するため，環境に配慮した事業活動に努める事業者から調達するものとし，調達においては，「環境配慮事業者からの物品等調達実施要綱」に基づき，県に登録している当該事業者から優先的に調達します。

６　特定調達物品の調達実績の公表

特定調達物品の調達実績は，宮城県のホームページ等で公表します。

別　表　１

特定調達品目のうち，新規追加品目を**太字**，判断の基準が変更された品目を網掛け，グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成２７年２月３日閣議決定）の対象品目ではないが，宮城県独自の品目には★マークで示しています。

品目分類	物品番号	特　定　調　達　品　目	単　位	調達目標	平成26年度実績	掲　載ページ
1.紙類	1	コピー用紙	枚	99%	100%	10
	2	フォーム用紙	枚	90%	―	
	3	インクジェットカラープリンター用塗工紙	枚		―	
	4	印刷用紙（塗工されていない印刷用紙，塗工されている印刷用紙）	枚		―	
	5	トイレットペーパー	巻		―	
	6	ティッシュペーパー	枚		100%	
2．印刷物	7	印刷物	件	90%	100%	11
3．文具類	8	シャープペンシル	本	90%	―	15
	9	シャープペンシル替芯	ケース		―	
	10	ボールペン	本		92%	
	11	マーキングペン	本		―	
	12	マーキングペン詰替用インク★	本	―	―	
	13	鉛筆	本	90%	0%	16
	14	デスクペン★	本		―	
	15	デスクペン用スペアインク★	本	―	―	
	16	ホワイトボード用マーカー★	本	90%	―	
	17	ホワイトボード用マーカー詰替用インク★	本	―	―	
	18	スタンプ台	個	90%	―	
	19	朱肉	個		100%	
	20	印章セット	個		―	
	21	印箱	個		―	
	22	公印	個		―	
	23	ゴム印	個		100%	
	24	回転ゴム印	個		―	
	25	定規	個		―	
	26	トレー	個		―	
	27	消しゴム	個		100%	
	28	ステープラー（汎用型）	個		0%	
	29	ステープラー（汎用型以外）	個		―	
	30	ステープラー針リムーバー	個		―	
	31	連射式クリップ（本体）	本		100%	
	32	事務用修正具（テープ）	個		100%	
	33	事務用修正具詰替用テープ★	個	―	―	
	34	事務用修正具（液状）	個	90%	―	
	35	クラフトテープ	巻		29%	17
	36	粘着テープ（布粘着）	巻		100%	
	37	両面粘着紙テープ	巻		100%	
	38	製本テープ	巻		―	
	39	セロハンテープ★	巻		―	
	40	ブックスタンド	個		―	
	41	ペンスタンド	個		―	
	42	クリップケース	個		―	

3．文具類	43	はさみ	個	90%	―	17
	44	マグネット（玉）	個		―	
	45	マグネット（バー）	個		―	
	46	テープカッター	個		―	
	47	パンチ（手動）	台		100%	
	48	モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	個		―	
	49	紙めくりクリーム	個		―	
	50	鉛筆削（手動）	個		―	
	51	ＯＡクリーナー（ウェットタイプ）	個		100%	
	52	ＯＡクリーナー（ウェットタイプ）詰替用★	個	―	100%	
	53	ＯＡクリーナー（液タイプ）	個	90%	―	
	54	ダストブロワー	個		100%	18
	55	レターケース	個		―	
	56	メディアケース	個		―	
	57	マウスパッド	枚		―	
	58	ＯＡフィルター（枠あり）	枚		―	
	59	丸刃式紙裁断機	台		―	
	60	カッターナイフ	個		―	
	61	カッティングマット	枚		―	
	62	デスクマット	枚		100%	
	63	ＯＨＰフィルム	枚		―	
	64	絵筆	本		―	
	65	絵の具	セット		―	
	66	墨汁	個		―	
	67	のり（液状）（補充用を含む）	本		100%	
	68	のり（澱粉のり）（補充用を含む）	個		―	
	69	のり（固形）	本		100%	
	70	のり（固形）詰替用★	本	―	―	
	71	のり（テープ）	本	90%	0%	
	72	のり（テープ）詰替用★	本	―	100%	
	73	ファイル（プラスチック製）	冊	90%	100%	
	74	ファイル（紙製）	冊		100%	
	75	バインダー	冊		―	
	76	ファイリング用品	個		100%	
	77	アルバム	セット		―	
	78	つづりひも	束		―	
	79	カードケース	枚		―	
	80	チャック付きケース★	個		―	
	81	事務封筒（紙製）	枚		100%	19
	82	窓付き封筒（紙製）	枚		100%	
	83	図袋★	枚		―	
	84	保存袋★	枚		―	
	85	けい紙・起案用紙	枚		―	
	86	ノート	冊		―	
	87	パンチラベル（ペーパーパッチ）	袋		―	
	88	タックラベル（ワープロ・プリンターラベル）	冊		100%	
	89	インデックス	袋		100%	
	90	付箋紙	個		100%	
	91	付箋フィルム	個		100%	

3．文具類	92	黒板拭き	個	90%	―	19
	93	ホワイトボード用イレーザー	個		―	
	94	額縁	個		―	
	95	ごみ箱	個		―	
	96	リサイクルボックス	個		―	
	97	缶・ボトルつぶし機（手動）	個		―	
	98	名札（机上用）	個		―	
	99	名札　（衣服取付型・首下げ型） 「職員の名札着用要綱」（平成11年1月5日付け人第414号総務部長通知）で定める名札を除く。	個		0%	
	100	鍵かけ（フックを含む）	個		―	
	101	テープカートリッジ★	個		100%	
	102	クリアホルダー★	枚		0%	20
	103	メモ帳★	冊		―	
	104	チョーク	本		―	
	105	グラウンド用白線	袋		―	
	106	梱包用バンド	巻		―	
4.オフィス家具等	107	いす	脚	90%	100%	21
	108	机	台		100%	
	109	棚	台		100%	
	110	収納用什器（棚以外）	台		―	
	111	ローパーティション	台		100%	
	112	傘立て	台		―	
	113	コートハンガー	台		―	
	114	掲示板	台		―	
	115	黒板	台		―	
	116	ホワイトボード	台		―	
5.画像機器等	117	コピー機等（コピー機，複合機，拡張性のあるデジタルコピー機）	台	90%	―	22
	118	プリンタ及びプリンタ複合機	台		―	
	119	ファクシミリ	台		―	
	120	スキャナ	台		―	
	121	プロジェクタ	台		―	
	122	トナーカートリッジ	台		100%	23
	123	インクカートリッジ	台		―	
6.電子計算機等	124	電子計算機	台	90%	100%	24
	125	磁気ディスク装置	台		―	
	126	ディスプレイ	個		―	
	127	記録用メディア	個		100%	
7.オフィス機器等	128	シュレッダー	台	90%	100%	25
	129	デジタル印刷機	個		―	
	130	掛時計	個		―	
	131	電子式卓上計算機	個		100%	
	132	一次電池又は小形充電式電池	台		100%	
8.移動電話等	133	携帯電話	台	90%	―	26
	134	ＰＨＳ	台		―	
	135	**スマートフォン**	台		―	
9.家電製品	136	電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気冷凍冷蔵庫）	台	90%	100%	28
	137	電子レンジ	台		―	

9.家電製品	138	テレビジョン受信機	台	90%	―	28
	139	電気便座	台		―	
10.ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ等	140	エアコンディショナー	台	90%	―	29
	141	ストーブ	台		―	
	142	ガスヒートポンプ式冷暖房機	台		100%	
11.温水器等	143	ヒートポンプ式電気給湯器	台	90%	―	30
	144	ガス温水機器	台		―	
	145	石油温水機器	台		―	
	146	ガス調理機器	台		―	
12.照　明	147	蛍光灯照明器具	台	90%	―	31
	148	ＬＥＤ照明器具	台		―	
	149	ＬＥＤを光源とした内照式表示灯	台		―	
	150	蛍光ランプ（直管型：大きさの区分40形直管蛍光ランプ）	本		100%	
	151	電球形状のランプ	個		100%	
13.自動車等	152	自動車	台	90%	―	32
	153	ＥＴＣ対応車載器	台		―	37
	154	カーナビゲーションシステム	個		―	
	155	乗用車用タイヤ	本		100%	
	156	再生タイヤ（自動車専用タイヤ更生）	本		―	
14.消 火 器	157	消火器	本	90%	―	38
15.制 服 ・作業服等	158	制服・作業服	着	90%	―	39
	159	帽子	個		―	
	160	作業手袋	双		―	
16.ｲﾝﾃﾘｱ・寝装寝具	161	カーテン	枚	90%	―	40
	162	布製ブラインド	枚		―	
	163	金属製ブラインド	枚			
	164	タフテッドカーペット・タイルカーペット・織じゅうたん	枚		―	
	165	ニードルパンチカーペット	枚		―	
	166	毛布	枚		―	
	167	ふとん	枚		―	
	168	ベッドフレーム	台		―	41
	169	マットレス	枚		―	
17.その他繊維製品	170	集会用テント	台	90%	―	42
	171	ブルーシート	枚		―	
	172	防球ネット	枚		―	
	173	旗	枚		―	
	174	のぼり	枚		―	
	175	幕	枚		―	
	176	モップ	本		―	43
18.役 務	177	自動車整備	整備件数	原則とする	―	44
	178	クリーニング	契約件数		―	46
	179	飲料自動販売機設置	設置件数		―	47
19.災害備蓄用品	180	ペットボトル飲料水	本	90%	100%	49
	181	缶詰・アルファ化米・保存パン・乾パン	個		100%	
	182	レトルト食品等	個		―	
	183	栄養調整食品・フリーズドライ食品	個		―	
	184	一次電池	個		―	50

19.災害備蓄用品	185	非常用携帯燃料	個	90%	ー	51
	186	携帯発電機	個		ー	

備考　1　調達目標の「原則とする」とは，次のことをいう。

イ　自動車整備に際し，自動車部品の種類により，自動車リサイクル部品の流通状況を勘案した上で可能な限り調達することとし，調達目標は設定しない。

ロ　クリーニングに際し，事業者の環境配慮の取り組み状況を勘案した上で可能な限り調達することとし，調達目標は設定しない。

ハ　飲料自動販売機設置に際し，設置目的状況や事業者の環境配慮の取り組み状況を勘案した上で可能な限り調達することとし，調達目標は設定しない。

ニ　公共工事の調達に際し，工事目的物の要求品質，調達資材等の流通状況や工事現場の地理的条件等を勘案した上で可能な限り調達することとし，調達目標は設定しない。

2　詰替品については，購入自体が調達総量の抑制と長期使用に資することから調達目標を設定しない。

3　ＥＴＣ対応車載器，カーナビゲーションシステム及び再生タイヤについては，目標の設定が難しいことから，当面は目標を設定せず，今後，目標の立て方について検討するものとする。

4　公共工事における工法，目的物については，目標の設定が難しいことから，当面は目標を設定せず，今後，目標の立て方について検討するものとする。

5　平成 24 年度以降の調達実績については，平成 23 年度までと集計方法を変更し，特定調達品目のうち紙類，文具類，オフィス家具類，OA 機器類に対象を限定した調査を実施しているため，他分類の実績については未集計となっている。

別　表　２

１　判断の基準

本基準を満たすものが「グリーン購入促進条例」第10条第２項に規定する特定調達物品等として，毎年度の調達目標の設定の対象となる。

本計画で定められた特定調達物品は，原則としてグリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針※」（平成26年２月４日閣議決定）で規定された「判断の基準」を準用するものとする。

なお，以下「３　選択方法」のうち，カタログや環境ラベル等の情報から容易に判断の基準に該当する品目を選択できると考えられる場合は，判断の基準に関する記述を省略する。

※参照URL：http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html

２　配慮事項

特定調達物品等であるための要件ではないが，特定調達物品等を調達するに当たって，さらに配慮することが望ましい事項。

本計画で定められた特定調達物品は，原則としてグリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成26年２月４日閣議決定）で規定された「配慮事項」を準用する。

３　選択・確認方法

以下の方法を参考に購入する。

＜役務及び公共工事以外の品目＞

以下フローを参照するとともに，品目ごとに定められた方法に従い購入する。なお，調達しようとする品目に「宮城県グリーン製品」がある場合は優先して調達する。

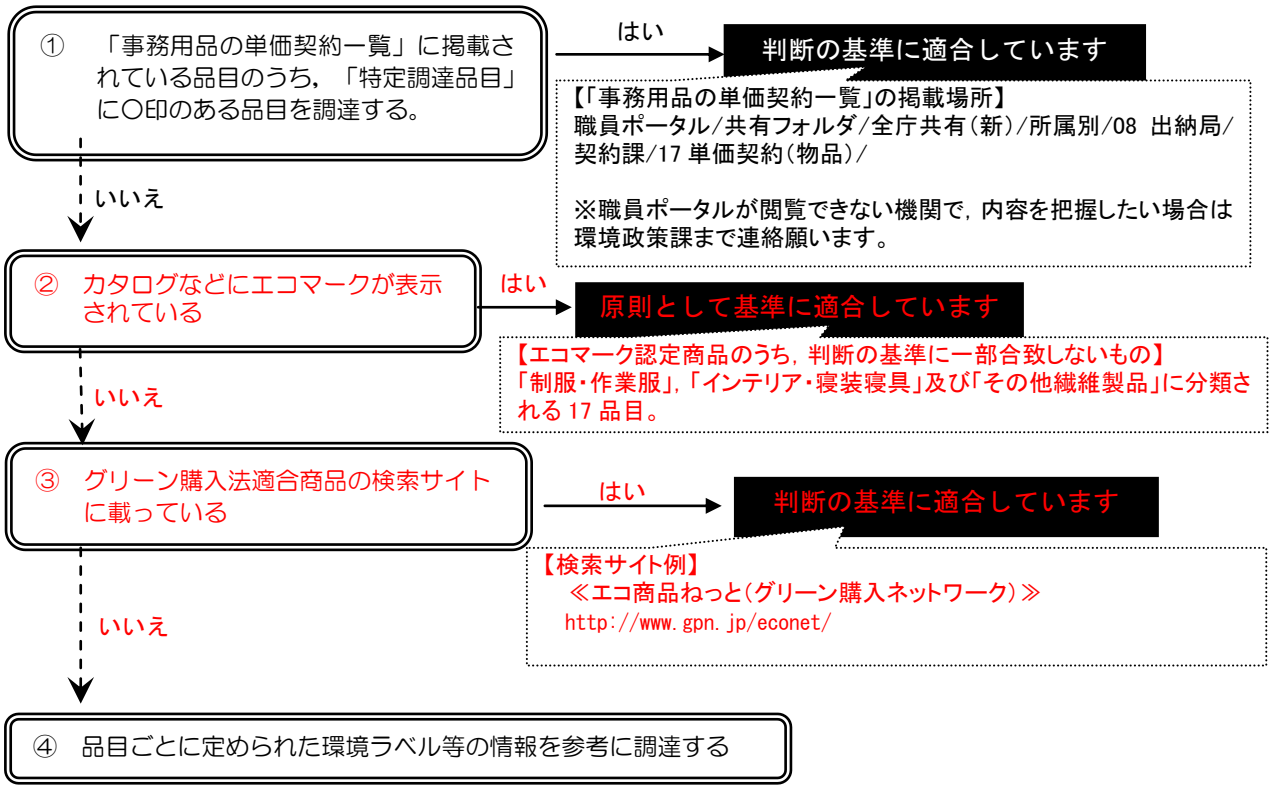

＜役務＞

事業ごとの特性，必要とされる強度や耐久性，機能の確保，コスト等に留意しつつ，原則調達する。ただし，必要とされる機能や性能等を有する物品で，本計画の判断基準を満たす物品が市場にない場合や，県内事業者では対応することができない等の理由により特定調達物品の調達が困難な場合はこの限りではない。

＜参考＞特定調達物品を調達する際に参考となる主な環境ラベル等一覧表

制度の名称	マークの図柄	制度の運営主体	マークがつけられている商品の品目分類等
エコマーク		公益財団法人 日本環境協会	様々な分野の製品
グリーンマーク		公益財団法人 古紙再生促進センター	紙類 （トイレットペーパー，コピー用紙等）
国際エネルギースターマーク		経済産業省	ＯＡ機器（コピー機，複写機，プリンタ，ディスプレイ，ファクシミリ，スキャナ等）
省エネラベリング制度		経済産業省	ＯＡ機器（電子計算機，磁気ディスク装置），家電製品，エアコンディショナー等，温水器等，照明
省エネ統一ラベル	（原則☆☆☆☆以上）	経済産業省	家電製品，エアコンディショナー等
ＰＥＴボトルリサイクル推奨マーク		ＰＥＴボトルリサイクル推進協議会	ＰＥＴボトルリサイクル製品 （制服・作業服等，インテリア・寝装寝具，その他繊維製品）
間伐材マーク		全国森林組合連合会	間伐材製品 （オフィス家具，資材等）
宮城県グリーン製品		宮城県	紙類（トイレットペーパー），オフィス家具類，公共工事

備考　各企業等のホームページやカタログ等で，これらのマークが付されている商品を検索することができます。
　　また，上記に掲載されていない環境ラベルで，特定調達物品を購入する際に参考となるものも多数あります。環境ラベルの詳細については，以下ホームページ（環境ラベル等データベース）を参照願います。
　参考 URL：http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/f01.html

1　紙類

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
【情報用紙】		
コピー用紙 **フォーム用紙** **インクジェットカラープリンター用塗工紙**	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ● 古紙を多く使用しているものを選ぶときに参考になるマーク ● 環境に配慮したバージンパルプが使用されているものを選ぶときに参考になるマーク
【印刷用紙】		
塗工されていない印刷用紙 **塗工されている印刷用紙**	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	上記に同じ
【衛生用紙】		
トイレットペーパー	１　国の規定に準じる。 ２　宮城県グリーン製品を優先的に購入する。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ● 古紙を多く使用しているものを選ぶときに参考になるマーク ● 宮城県グリーン製品を選ぶときに参考になるマーク
ティッシュペーパー	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ● 古紙を多く使用しているものを選ぶときに参考になるマーク

２　印刷物

【判断の基準】

＜共通事項＞

１　印刷・情報用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし，冊子形状のものについては表紙を除くものとし，紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては，その原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

２　表１に示されたＢ，Ｃ及びＤランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし，印刷物の用途・目的から使用する場合は，使用部位，廃棄又はリサイクル方法を記載すること。

３　印刷物のリサイクル適性を表示すること。

４　印刷の各工程において，表２に示された環境配慮のための措置が講じられていること。

＜個別事項＞

１　オフセット印刷

ア　植物由来の油を含有したインキであって，かつ，芳香族成分が１%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。

イ　インキの化学安全性が確認されていること。

２　デジタル印刷

ア　電子写真方式（乾式トナーに限る。）にあっては，トナーカートリッジの化学安全性に係る判断の基準（トナーカートリッジ参照）を満たすトナーが使用されていること。

イ　電子写真方式（湿式トナーに限る。）又はインクジェット方式にあっては，トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。

【配慮事項】

１　印刷物の用途及び目的を踏まえ，可能な限り軽量化されていること。

２　デジタル化の推進等（ＤＴＰ，ＣＴＰ，ＤＤＣＰ方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。

３　揮発性有機化合物（ＶＯＣ）化合物の発生抑制に配慮されていること。

４　インキ缶やインク，トナー等の容器，感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクルされていること。

５　印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。

６　紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては，その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

７　製品の包装又は梱包は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

備考　１　本項の判断の基準の対象とする「印刷」は，紙製の報告書類，ポスター，チラシ，パンフレット等の印刷物を印刷する役務とし，文具類等他の品目として調達する場合を除く。ただし，他の品目として調達する場合にあっても，可能な限り本稿の判断の基準を満たすよう努めること。

２　「オフセット印刷」とは，印刷版の印刷インキを転写体に転移し，さらにこれを紙などに再転移する印刷方式をいう。

３　「デジタル印刷」とは，無版印刷であって電子写真方式またはインクジェット方式による印刷方式をいう。

４　判断の基準＜共通事項＞２及び３の印刷物リサイクル適性の表示等については，古紙再生促進センター作成，日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。ただし，使用する材料に古紙リサイクル適性ランクが定められていない場合には，適用しないものとする。

５　判断の基準＜共通事項＞３の「リサイクル適正の表示」は次の表現とすること。ただし，長期間にわたり保存・保管する等リサイクルを前提としない印刷物については，適用しないものとする。なお，古紙リサイクル適正表示ランク及び表示方法については，「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」の検討結果を踏まえ，適切に見直しを行うものとする。

ア　Ａランクの材料のみ使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」

イ　ＡまたはＢランクの材料のみを使用する場合（アの場合を除く）は「板紙にリサイクルできます」

ウ　ＣまたはＤランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」

６　「植物由来の油を含有したインキ」とは，インキの種類ごとの植物由来の油含有量比率が下表の要件を満足するものをいう。

インキの種類	植物由来の油含有比率
新聞オフ輪インキ	30%以上
ノンフィートオフ輪インキ	30%以上
枚葉インキ （ただし，金，銀，パール，白インキ）	20%以上 （10%以上）
ビジネスフォームインキ	20%以上
ヒートセットオフ輪インキ	7%以上
各種ＵＶインキ	7%以上

７　「芳香族成分」とは，JIS K2536 に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

８　判断の基準＜共通事項４＞及び配慮事項２，３，４，５については，日本印刷産業連合会作成の「日印産連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリンティング（ＧＰ）認定制度』ガイドライン」を参考とすること。

９　判断の基準＜個別事項＞１イの「化学安全性」とは，次のア及びウを満たすことをいう。また，判断の基準＜個別事項＞２イの「化学安全性」とは，次のア又はイのいずれかを満たし，かつ，ウを満たすことをいう。

ア　印刷インキ工業連合会の「印刷インキに関する自主規制（NL 規制）」（平成 23 年９月１日改定）に適合していること。

イ　特定の化学物質（鉛及びその化合物，水銀及びその化合物，カドミウム及びその化合物，六価クロム化合物，ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル）が含有率基準値を超えないこと。特定の化学物質の含有率基準値については，JIS C0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質，化学物質記号，算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし，基準値を超える含有が許容される項目については，上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお，その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

ウ　特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象物質を特定していること（MSDS（化学物質等安全データシート）を備えていること）。

10　調達を行う各機関は，印刷物の必要な部数・量を適正に見積り，過大な発注とならないよう努めること。

11　紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には，林野庁作成の「木材・木材製品の合法性，持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月 15 日）」に準拠して行うものとする。

ただし，平成 18 年４月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については，平成 18 年４月１日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年４月１日より前に契約を締結していることを記載した場合には，上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

表１　古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Ａランク】	【Ｂランク】	【Ｃランク】	【Ｄランク】
	紙，板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない。	紙へのリサイクルには阻害となるが，板紙へのリサイクルには阻害とならない。	紙，板紙へのリサイクルにおいて阻害になる。	微量の混入でも除去することが出来ないため，紙，板紙へのリサイクルが不可能になる。
①　紙	【普通紙】 アート紙/コート紙/上質紙/中質紙/更紙	―	―	―
	【加工紙】 抄色紙★（Ａ）/ファンシーペーパー★（Ａ）/樹脂含浸透紙（水溶性のもの）	【加工紙】 抄色紙★（Ｂ）/ファンシーペーパー★（Ｂ）/ポリエチレン等樹脂コーティング紙/ポリエチレン等樹脂ラミネート紙/グラシンペーパー/インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙★（Ｃ）/ファンシーペーパー★（Ｃ）/樹脂含浸紙（水溶性のものを除く）/硫酸紙/ターポリン紙/ロウ紙/セロハン/合成紙/カーボン紙/ノーカーボン紙/感熱紙/圧着紙	【加工紙】 捺染紙，/昇華転写紙/感熱性発泡紙/芳香紙
② インキ類	【通常インキ】 凸版インキ/平版インキ（オフセットインキ）/溶解型グラビアインキ/溶解型フレキソインキ/スクリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ/水性フレキソインキ	―	―
	【特殊インキ】 リサイクル対応型UVインキ☆/オフセット用金・銀インキ/パールインキ/OCRインキ（油性）	【特殊インキ】 UVインキ/グラビア用金・銀インキ/OCR UVインキ/EBインキ/蛍光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ/減感インキ/磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ/発泡インキ/芳香インキ
	【特殊加工】 OPニス	―	―	―
	【デジタル印刷インキ類】 リサイクル対応型ドライトナー☆	【デジタル印刷インキ類】 ドライトナー		
③ 加工資材	【製本加工】 製本用針金/ホッチキス等/（難細裂化EVA系ホットメルト☆/PUR系ホットメルト☆/水溶性のり	【製本加工】 製本用糸/EVA系ホットメルト	【製本加工】 クロス貼り（布クロス，紙クロス）	―
	【表面加工】 光沢コート（ニス引き，プレスコート）	【表面加工】 光沢ラミネート（PP貼り）/UVコート，UVラミコート/箔押し	―	―
	【その他加工】 リサイクル対応型シール（全難解可能粘着紙）☆	【その他加工】 シール（リサイクル対応型を除く）	【その他加工】 立体印刷物（レンチキュラーレンズ使用）	―
④ その他	―	【異物】 粘着テープ（リサイクル対応型）	【異物】 石/ガラス/金物（製本用ホッチキス，針金等除く）/土砂/木片/プラスチック類/布類/建材（石こうボード等）/不織布/粘着テープ（リサイクル対応型を除く）	【異物】 芳香付録品（芳香剤，香水，口紅等）

注１　☆印の資材（難細裂化 EVA 系ホットメルト，PUR 系ホットメルト，リサイクル対応型 UV インキ，リサイクル対応型シール，リサイクル対応型ドライトナー）は，日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。

注２　★印の資材（抄色紙，ファンシーペーパー）は，環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適を確認すること。

表２　オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷の各工程における環境配慮項目及び基準

工程		項　　目	基　　準
製版		デジタル化	工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上であること。
		廃液及び製版フィルムからの銀回収	製版フィルムを使用する工程において，廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っていること。
刷版		印刷版の再使用又はリサイクル	印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っていること。
印刷	オフセット	VOC の発生抑制	廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をする等の VOC の発生抑制策を講じていること。
			輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては，VOC 処理装置を設置し，適切に運転管理していること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙，残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上であること。
	デジタル	印刷機の環境負荷低減	省電力機能の活用，未使用時の電源切断など，省エネルギー活動を行っていること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（印刷工程から発生する損紙，残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
表面加工		VOC の発生抑制	アルコール類を濃度 30%未満で使用していること。
		製紙原料等へのリサイクル	損紙等（光沢加工工程から発生する損紙，残紙，残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上であること。
製本加工		騒音・振動抑制	窓，ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じていること。
		製紙原料へのリサイクル	損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上であること。

備考　１　本基準は，印刷役務の元請，下請を問わず，印刷役務の主たる工程を行う者に適用するものとし，オフセット印刷又はデジタル印刷に関連する印刷役務の一部の工程を行う者には適用しない。

２　製版工程においては，「デジタル化」又は「廃液及び製版フィルムからの銀回収」のいずれかを満たせばよいこととする。

３　製版工程の「銀の回収」とは，銀回収システムを導入している又は銀回収システムを有するリサイクル事業者，廃棄物回収業者に引き渡すことをいう。なお，廃液及び製版フィルムからの銀の回収は，技術的に不可能な場合を除き,，実施しなければならない。

４　刷版工程の印刷版の再使用又はリサイクル（品質の低下を伴わず，同じ製品に再生するリサイクルを含む）は，技術的に不可能な場合を除き，実施しなければならない。

５ オフセット印刷工程における「VOC の発生抑制」，デジタル印刷工程における「印刷機の環境負荷低減」及び製本加工工程における「騒音・振動抑制」については，当該対策を実施するための手順書等を作成・運用している場合に適合しているものとみなす。

６　デジタル印刷工程，表面加工工程の「製紙原料等へのリサイクル」には，製紙原料へのリサイクル以外のリサイクル（RPF への加工やエネルギー回収等）を含む。

３　文具類

文具類共通の判断の基準・配慮事項
【判断の基準】 金属を除く主要材料が，プラスチックの場合は１，木質の場合は２，紙の場合は３の要件を満たすこと。また，主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は２，紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は３ロの要件をそれぞれ満たすこと。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 １　再生プラスチックがプラスチック重量の 40%以上使用されていること。 ２　間伐材，合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること，又は，原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ３　次の要件を満たすこと。 ア　紙の原料は古紙パルプ配合率 50%以上であること。 イ　紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては，その原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製 造されたバージンパルプには適用しない。 **【配慮事項】** １　古紙パルプ配合率，再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。 ２　使用される塗料は，有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ３　材料に木質が含まれる場合にあっては，その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし，間伐材，合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。 ４　材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが使用される場合にあっては，その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ５　製品の包装は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 注）　文具類に定める特定調達品目については，共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし，個別の特定調達品目について判断の基準を定めているものについては，上記の判断の基準に代えて，当該品目について定める判断の基準を適用する。また，適用箇所を定めているものについては，適用箇所のみに上記の判断の基準を適用する。

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
シャープペンシル	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
シャープペンシル替芯	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html ※判断の基準は容器に適用	上記に同じ
ボールペン **マーキングペン**	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	上記に同じ
マーキングペン詰替用インク★	**【判断の基準】** 使用する本体の詰替用であること。 **【配慮事項】** 容器の主要材料が判断基準に準じたものであること。	①　「事務用品の単価契約一覧」から選択する ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。

鉛筆	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
デスクペン★	「文具類共通の判断の基準・配慮事項」の項に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	①　以下の環境ラベルを参考に購入する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。
デスクペン用スペアインク★	**【判断の基準】** 使用する本体の詰替用であること。 **【配慮事項】** 容器の主要材料が判断基準に準じたものであること。	商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。
ホワイトボード用マーカー★	「文具類共通の判断の基準・配慮事項」の項に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
ホワイトボード用マーカー詰替用インク★	**【判断の基準】** 使用する本体の詰替用であること。 **【配慮事項】** 容器の主要材料が判断基準に準じたものであること。	商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。
スタンプ台 **朱肉** **印章セット** **印箱** **公印** **ゴム印** **回転ゴム印** **定規** **トレー**	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
消しゴム	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html ※判断の基準は巻紙（スリーブ）又はケースに適用	上記に同じ
ステープラー **ステープラー（汎用型以外）** **ステープラー針リムーバー** **連射式クリップ(本体)** **事務用修正具(テープ)**	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	上記に同じ
事務用修正具詰替用テープ★	**【判断の基準】** 使用する本体の詰替用であること。 **【配慮事項】** 容器の主要材料が判断基準に準じたものであること。	①　「事務用品の単価契約一覧」から選択する ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。
事務用修正具（液状）	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html ※判断の基準は容器に適用	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

クラフトテープ **粘着テープ（布粘着）** **両面粘着紙テープ**	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
製本テープ	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html ※判断の基準はテープ基材に適用	上記に同じ
セロハンテープ★	「文具類共通の判断の基準・配慮事項」の項にに準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	①　「事務用品の単価契約一覧」から選択する ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。
ブックスタンド **ペンスタンド** **クリップケース** **はさみ** **マグネット（玉）** **マグネット（バー）** **テープカッター** **パンチ（手動）** **モルトケース（紙めくり用スポンジケース）**	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
紙めくりクリーム	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html ※判断の基準は容器に適用	上記に同じ
鉛筆削（手動）	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	上記に同じ
ＯＡクリーナー（ウェットタイプ）	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html ※判断の基準は容器に適用	上記に同じ
ＯＡクリーナー（ウェットタイプ）詰替用★	**【判断の基準】** 使用する本体の詰替用であること。 **【配慮事項】** 容器の主要材料が判断基準に準じたものであること。	①　「事務用品の単価契約一覧」から選択する ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。
ＯＡクリーナー（液タイプ）	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html ※判断の基準は容器に適用	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

ダストブロワー **レターケース** **メディアケース** **マウスパッド** **ＯＡフィルター（枠あり）** **丸刃式紙裁断機** **カッターナイフ** **カッティングマット** **デスクマット** **ＯＨＰフィルム** **絵筆**	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
絵の具	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html ※判断の基準は容器に適用	上記に同じ
墨汁 **のり（液状）（補充用を含む）** **のり（澱粉のり）（補充用を含む）**	上記に同じ	上記に同じ
のり（固形）	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html ※判断の基準は容器・ケースに適用	上記に同じ
のり（固形）詰替用★	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	①　「事務用品の単価契約一覧」から選択する ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。
のり（テープ）	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html ※判断の基準は容器・ケースに適用	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
のり（テープ）詰替用★	**【判断の基準】** 使用する本体の詰替用であること。 **【配慮事項】** 容器の主要材料が判断の基準に準じたものであること。	①　「事務用品の単価契約一覧」から選択する ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。
ファイル（プラスチック製） **ファイル（紙製）** **バインダー** **ファイリング用品** **アルバム** **つづりひも** **カードケース**	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html 国の規定に準じる。	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
チャック付きケース★	「文具類共通の判断の基準・配慮事項」の項に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。

事務封筒（紙製） **窓付き封筒（紙製）**	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
図袋★ **保存袋★**	**【判断の基準】** 古紙パルプ配合率40%以上であること。また，紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては，その原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 **【配慮事項】** バージンパルプが使用される場合にあっては，その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	P10のフローのうち，①，③及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
けい紙・起案用紙 **ノート** **パンチラベル** **タックラベル(ワープロ・プリンターラベル)** **インデックス** **付箋紙** **付箋フィルム** **黒板拭き** **ホワイトボード用イレーザー** **額縁** **ごみ箱** **リサイクルボックス** **缶・ボトルつぶし機（手動）** **名札（机上用）**	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
名札（衣服取付型・首下げ型）	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html **※「職員の名札着用要綱」（平成11年１月５日付け人第414総務部長通知）で定める名札を除く。**	上記に同じ
鍵かけ（フックを含む。）	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	上記に同じ
テープカートリッジ★	国の規定のうち，「文具類共通」の項に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	上記に同じ

クリアホルダー★	**【判断の基準】** 次のいずれかの要件を満たすこと。 １　文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ２　植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
メモ帳★	**【判断の基準】** １　古紙パルプ配合率 70%以上であること。また，紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては，その原料の原木は，伐採に当たって，原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ２　塗工されているものについては塗工量が両面で 30g/㎡以下であり，塗工されていないものについては白色度が 70%程度以下であること。 **【配慮事項】** バージンパルプが使用される場合にあっては，その原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし，間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材，林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	上記に同じ
チョーク	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	上記に同じ
グラウンド用白線	国の規定に準じる。	
梱包用バンド（紙ひも，ビニールひも等）	＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	

備考　１　国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の対象品目ではないが，宮城県独自の品目には★マークで示しています。
２　「古紙パルプ配合率」とは，国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」「２．紙類」の「(2)古紙及び古紙パルプ配合率」による。

４　オフィス家具等

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション 傘立て コートハンガー 掲示板 黒板 ホワイトボード	１　国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html ２　宮城県グリーン製品を優先的に購入する。	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ちきゅうにやさしい 宮城県グリーン製品

5 画像機器等

（1）コピー機等（コピー機，複合機，拡張性のあるデジタルコピー機）

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

（2）プリンタ及びプリンタ複合機

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

（3）ファクシミリ

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

（4）スキャナ

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

（5）プロジェクタ

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

（６）カートリッジ等（トナーカートリッジ／インクカートリッジ）

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
トナーカートリッジ インクカートリッジ	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

６ 電子計算機等

（１）電子計算機

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

（２）磁気ディスク装置

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10 のフローのうち,②及び④を参照し，以下の環境ラベルを参考に購入する。

（３）ディスプレイ

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

（４）記録用メディア

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

7 オフィス機器等

（１）シュレッダー

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	①　P10のフローのうち，②を参照する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。

（２）デジタル印刷機

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

（５）一次電池又は小形充電式電池

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	①　P10のフローのうち，①及び②を参照する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。

８ 移動電話等

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
携帯電話 **ＰＨＳ** **スマートフォン**	**【判断の基準】** １　次のいずれかの要件を満たすこと。 ア　搭載機器・機能の簡素化がなされていること。 イ　機器本体を交換せずに，端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。 ２　分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。又，表の評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の実施状況については，取組内容についてウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され，容易に確認できること。 ３　使用済製品の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリサイクルのシステムについては，取組効果の数値が製造事業者，通信事業者又は販売事業者等のウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され，容易に確認できること。 ４　回収した製品の部品の再使用又は再生利用できない部分については，製造事業者，通信事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。 ５　バッテリー等の消耗品について，製造事業者，通信事業者又は販売事業者において修理・保管のシステムがあること（製品製造終了後６年以上保有）。 ６　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また，当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 **【配慮事項】** １　製品の低電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。 ２　筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合，希少金属類を可能な限り減量又は代替する取組がなされていること。 ３　機器本体や消耗品以外の部品については，修理・保管のシステムがあること。 ４　筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。 ５　筐体又は部品（充電器含む）にプラスチックが使用される場合には，再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ６　製品の包装又は梱包は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ７　包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。	以下の環境ラベルを参考に，商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。 モバイル・リサイクル・ネットワーク

備考　１　本項の判断の基準の対象とする「携帯電話」及び「ＰＨＳ」とは，通常の行政事務の用に供するものをいう。

２　本項の判断の基準の対象とする「スマートフォン」とは，携帯電話又は PHS に携帯情報端末を融合させたもので，音声通話機能・ウエブ閲覧機能を有し，利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末をいう。

３　「搭載機器・機能の簡素化」とは，可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。

４　判断の基準２については，表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。

５　判断の基準３の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは，次の要件を満たすことをいう。

（１）　回収のシステムにあっては，次の要件ア，イ及びウを満たすことをいう。

ア　製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの移動電話等を回収（自ら回収し，又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む）するルート（販売店における回収ルート，使用者の要請に応じた回収等）を構築していること。

イ　回収が適切に行われるよう，移動電話本体に，リサイクル等のため，製品名及び事業者名（ブランド名なども可）が廃棄時に見やすく記載されていること。

ウ　製品の包装，同梱される印刷物，本体機器製品の取扱説明書又はウエブサイトのいずれかでユーザに対し使用済み移動電話等の回収に関する具体的な情報（回収方法，回収窓口等）提供がなされていること。

（２）マテリアルリサイクルのシステムにあっては次の要件イ及びロを満たすことをいう。

ア　金属やプラスチック等の材料としてリサイクルするための取組がなされていること。

イ　部品の素材情報については，廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。

６　判断の基準５については，通信システムの切替時に伴い，当該機器が継続的に使用できない場合にあっては，「製品製造終了後６年以上保有」は適用しないものとする。

７　「特定の化学物質」とは，鉛及びその化合物，水銀及びその化合物，カドミウム及びその化合物，六価クロム化合物，ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

８　特定の化学物質の使用については，JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表Ａ．１（特定の化学物質，化学物質記号，算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値以下とし，基準値を超える含有が許容される項目については，上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお，その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

９　「希少金属類」とは，昭和 59 年８月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を１鉱種として考慮）の金属をいう。

１０　「再生プラスチック」とは，製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう（ただし，原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

１１　調達を行う各機関は，次の事項に十分留意すること。

ア　調達に当たって，使用目的・業務内容を十分勘案し，必要な機器・機能を要件とすること。

イ　マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。

ウ　物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し，配慮すること。

エ　移動電話端末の更新等により端末を処分するに当たっては，回収システムを利用した適切な処理を行うこと。

表　移動電話に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュースの配慮設計	製品等の省資源化（小型化，軽量化）	製品の容積や質量を，削減抑制していること。
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。又，その開発に取り組んでいること。
	製品の長寿命化	製品の信頼性，耐久性が維持又は向上していること。
リユースの配慮設計	共有化設計	充電器等について，リユースが容易な設計になっていること。
	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。
リサイクルの配慮設計	リサイクル時の環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄，銅，アルミニウム等汎用金属類の種類を把握すること。
		複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。
	分離・分解が容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料，部品にするための分離・分解が容易であること。
		異種材料の分離が容易な構造であること。
		リサイクルのための分離・分解が容易であること。
	分別の容易性	リサイクルのための材料，部品等の材料判別が容易であること。
		製品の筐体に使用するプラスチックの種類，グレードが可能な限り統一されていること。

９　家電製品

（１）電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫，電気冷凍庫，電気冷凍冷蔵庫）

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※原則「☆☆☆☆」以上で判断の基準を満たす

備考　１　定格内容積 250 リットル以下のものは，基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は統一省エネラベル☆☆でも特定調達物品とみなす。
２　定格内容積 250 リットル超 400 リットル以下のものは，平成 27 年度の 1 年間は経過措置とし，統一省エネラベル☆☆☆でも特定調達物品とみなす。

（２）電子レンジ

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※原則「☆☆☆☆」以上で判断の基準を満たす

（３）テレビジョン受信機

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※原則「☆☆☆☆」以上で判断の基準を満たす

（４）電気便座

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※原則「☆☆☆☆」以上で判断の基準を満たす

備考　１　温水洗浄便座のうち瞬間式であって，節電方式としてタイマー方式及び非使用状態（夜間等）を判別する機能を備えているものについては，平成 27 年度の 1 年間は経過措置を設けることとし，この期間においては，統一省エネラベル☆☆☆でも特定調達物品とみなす。
２　暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式のものについては，判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は，統一省エネラベル☆☆でも特定調達物品とみなす。

１０　エアコンディショナー等

（１）エアコンディショナー

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※原則「☆☆☆☆」以上で判断の基準を満たす

（２）ストーブ

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※原則「☆☆☆☆」以上で判断の基準を満たす

（３）ガスヒートポンプ式冷暖房機

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	①　P10のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。

11　温水器等

（１）ヒートポンプ式電気給湯器

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	①　P10のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。

（２）ガス温水機器

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

（３）ガス調理機器

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

（４）石油温水機器

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

12　照明

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
蛍光灯照明器具	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※「☆☆☆☆」以上で判断の基準を満たす
ＬＥＤ照明器具	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	①　P10のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。
ＬＥＤを光源とした内照式表示灯	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	①　P10のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。
蛍光ランプ（直管型：大きさ区分40形直管蛍光ランプ）	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	①　P10のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。
電球形状のランプ	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②，③及び④を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※「☆☆☆☆」以上で判断の基準を満たす

13　自動車等

（１）自動車

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
【判断の基準】 新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって，次に掲げる自動車であること。 １　電気自動車 ２　天然ガス自動車 ３　ハイブリッド自動車 ４　プラグインハイブリッド自動車 ５　燃料電池自動車 ６　水素自動車 ７　クリーンディーゼル自動車（乗車定員10 人以下の乗用の用に供する自動車（以下「乗用車」という。）に限る。以下同じ。） ８　乗用車・小型バス ア　ガソリン自動車 乗用車にあっては，表１に示された区分の排出ガス基準に適合し，表２に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車。乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用の用に供する自動車（以下「小型バス」という。）にあっては，表１に示された区分の排出ガス基準に適合し，表３に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 イ　ディーゼル自動車 小型バスにあっては，表３に示された区分の燃費基準値を満たす自動車 ９　小型貨物車 ア　ガソリン自動車 車両総重量3.5t以下の貨物自動車（以下，「小型貨物車」という。）にあっては，表１に示された区分の排出ガス基準に適合し，表４に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ　ディーゼル自動車 小型貨物車にあっては，表５に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 10　重量車 ア　乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車にあっては，表６に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ　車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車を除く。以下「トラック等」という。）にあっては，表７に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 ウ　車両総重量3.5t超の貨物自動車（けん引自動車に限る。以下「トラクタ」という。）にあっては，表８に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 11　ＬＰガス自動車 ア　乗用車にあっては，表１に示された区分の排出ガス基準に適合し，表９に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 イ　小型貨物車（車両総重量2.5t以下のものに限る。）にあっては，表１に示された区分の排出ガス基準に適合し，表10に示された区分ごとの燃費基準値を満たす自動車 **【配慮事項】** １　エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。 ２　鉛の使用量（バッテリーに使用されているものを除く。）が可能な限り削減されていること。 ３　資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ，製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に，希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ４　再生材が可能な限り使用されていること。 ５　アイドリングストップ自動車として設計・製造されていること。 ６　エコドライブ支援機能を搭載していること。	①　P10のフローのうち，②及び④を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。

備考　１　本項の判断の基準の対象とする「自動車」は，道路運送車両法施行規則（昭和 26 年８月 16 日運輸省令第 74 号）第２条の普通自動車，小型自動車及び軽自動車（ただし，二輪自動車を除く。）とする。
２　ハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車については，当該自動車の燃料種及び車種に対応する表の区分ごとの燃費基準値を満たさない場合は，本項の判断の基準に適合しないものとする。
３　「車両総重量」とは，道路運送車両法第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。
４　「希少金属類」とは，昭和 59 年８月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を１ 鉱種として考慮）の金属をいう。
５　「エコドライブ支援機能」とは，最適なアクセル操作，シフトチェンジ等の運転者への支援機能，エコドライブ実施状況の表示，分析・診断等の機能，カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。
６　一般公用車については，バイオエタノール混合ガソリン（E3，E10 及び ETBE）の供給体制が整備されている

地域においては，積極的な利用に努めること。

7　調達を行う各機関は，行政事務の遂行にあたり，目的に合致する適当な車種がない特別な場合や，特に貨物車，重量車において，区分によっては燃費基準を満たした自動車が存在しない場合は，必ずしも本判断の基準によらず柔軟に対応するものとする。その場合にあっては，可能な限り燃費性能及び排出ガス性能の良い自動車を選択することで特定調達物品等とみなすこととする。

表１ ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区分	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
小型バス（1.7t 以下）・軽量貨物車	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t 超）・中量貨物車	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下
軽貨物車	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下

備考　１ 粒子状物質については，排出がないとみなされる程度であること。
２ 「軽量貨物車」とは，車両総重量1.7t 以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
３ 「中量貨物車」とは，車両総重量1.7t 超3.5t 以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
４ 「軽貨物車」とは，貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。

表２　ガソリン乗用車又はディーゼル乗用車に係るJC08モード燃費基準

区分	燃費基準値	
	ガソリン	ディーゼル
車両重量が 601kg 未満	22.5km/L 以上	24.8km/L 以上
車両重量が 601kg 以上 741kg 未満	21.8km/L 以上	24.0km/L 以上
車両重量が 741kg 以上 856kg 未満	21.0km/L 以上	23.1km/L 以上
車両重量が 856kg 以上 971kg 未満	20.8km/L 以上	22.9km/L 以上
車両重量が 971kg 以上 1,081kg 未満	20.5km/L 以上	22.6km/L 以上
車両重量が 1,081kg 以上 1,196kg 未満	18.7km/L 以上	20.6km/L 以上
車両重量が 1,196kg 以上 1,311kg 未満	17.2km/L 以上	18.9km/L 以上
車両重量が 1,311kg 以上 1,421kg 未満	15.8km/L 以上	17.4km/L 以上
車両重量が 1,421kg 以上 1,531kg 未満	14.4km/L 以上	15.8km/L 以上
車両重量が 1,531kg 以上 1,651kg 未満	13.2km/L 以上	14.5km/L 以上
車両重量が 1,651kg 以上 1,761kg 未満	12.2km/L 以上	13.4km/L 以上
車両重量が 1,761kg 以上 1,871kg 未満	11.1km/L 以上	12.2km/L 以上
車両重量が 1,871kg 以上 1,991kg 未満	10.2km/L 以上	11.2km/L 以上
車両重量が 1,991kg 以上 2,101kg 未満	9.4km/L 以上	10.3km/L 以上
車両重量が 2,101kg 以上 2,271kg 未満	8.7km/L 以上	9.6km/L 以上
車両重量が 2,271kg 以上	7.4km/L 以上	8.1km/L 以上

備考　「車両重量」とは，道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第１条第６号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。

表３ 小型バス（車両総重量3.5t 以下）に係るJC08モード燃費基準

区分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km/L 以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km/L 以上

表４　ガソリン小型貨物車に係る JC08 モード燃費基準

区分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	741kg未満	構造Ａ	23.2km/L以上
		741kg以上		20.3km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		20.9km/L以上
		741kg以上　856kg未満		19.6km/L以上
		856 kg以上		18.9km/L以上
	手動式	741kg 未満	構造Ｂ	18.2km/L以上
		741kg 以上　856 kg未満		18.0km/L以上
		856kg 以上　971 kg未満		17.2km/L 以上
		971kg 以上		16.4km/L 以上
	手動式以外のもの	741kg 未満		16.4km/L 以上
		741kg 以上　856 kg未満		16.0km/L 以上
		856kg 以上　971 kg未満		15.4km/L 以上
		971 kg 以上		14.7km/L 以上
軽量貨物車	手動式	1,081kg 未満		18.5km/L 以上
		1,081kg 以上		17.1km/L 以上
	手動式以外のもの	1,081kg 未満		17.4km/L 以上
		1,081kg 以上 1,196 kg未満		15.8km/L 以上
		1,196kg 以上		14.7km/L 以上
中量貨物車	手動式		構造Ａ	14.2km/L 以上
	手動式以外のもの	1,311kg 未満		13.3km/L 以上
		1,311kg 以上		12.7km/L 以上
	手動式	1,311kg 未満	構造Ｂ１	11.9km/L 以上
			構造Ｂ２	11.2km/L 以上
		1,311kg 以上 1,421 kg未満	構造Ｂ１	10.6km/L 以上
			構造Ｂ２	10.2km/L 以上
		1,421kg 以上 1,531 kg未満	構造Ｂ１	10.3km/L 以上
			構造Ｂ２	9.9km/L 以上
	手動式	1,531kg 以上 1,651 kg未満	構造Ｂ１	10.0km/L 以上
			構造Ｂ２	9.7km/L 以上
		1,651kg 以上 1,761 kg未満	構造Ｂ１	9.8km/L 以上
			構造Ｂ２	9.3km/L 以上
		1,761kg 以上	構造Ｂ１	9.7km/L 以上
			構造Ｂ２	8.9km/L 以上
	手動式以外のもの	1,311kg 未満	構造Ｂ１	10.9km/L 以上
			構造Ｂ２	10.5km/L 以上
		1,311kg 以上 1,421 kg未満	構造Ｂ１	9.8km/L 以上
			構造Ｂ２	9.7km/L 以上
		1,421kg 以上 1,531 kg未満	構造Ｂ１	9.6km/L 以上
			構造Ｂ２	8.9km/L 以上
		1,531kg 以上 1,651 kg未満	構造Ｂ１	9.4km/L 以上
			構造Ｂ２	8.6km/L 以上
		1,651kg 未満	構造Ｂ２	7.9km/L 以上
		1,651kg 以上　1,761 kg未満	構造Ｂ１	9.1km/L 以上
		1,761kg 以上　1,871 kg未満		8.8km/L 以上
		1,871kg 以上		8.5km/L 以上

備考　１「構造 A」とは，次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。
ア 最大積載量を車両総重量で除した値が 0.3 以下となるものであること。
イ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており，当該車室と車体外とを固定された屋根，窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
ウ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。
２「構造 B」とは，構造 A 以外の構造をいう。以下同じ。
３「構造 B1」とは，構造 B のうち備考１イに掲げる要件に該当する構造をいう。以下同じ。
４「構造 B2」とは，構造 B のうち構造 B1 以外の構造をいう。以下同じ。

表５　ディーゼル小型貨物車に係る JC08 モード燃費基準

区分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手　動　式	741kg未満	構造A	25.5km/L以上
		741kg以上		22.3km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		23.0km/L以上
		741kg以上　856kg未満		21.6km/L以上
		856kg以上		20.8km/L以上
	手　動　式	741kg未満	構造B	20.0km/L以上
		741kg以上　856kg未満		19.8km/L以上
		856kg以上　971kg未満		18.9km/L以上
		971kg以上		18.0km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		18.0km/L以上
		741kg以上　856kg未満		17.6km/L以上
		856kg以上　971kg未満		16.9km/L以上
		971kg以上		16.2km/L以上
軽量貨物車	手　動　式	1,081kg未満		20.4km/L以上
		1,081kg以上		18.8km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		19.1km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		17.4km/L以上
		1,196kg以上		16.2km/L以上
中量貨物車	手　動　式	1,421kg未満	構造A又は構造B1	14.5km/L以上
			構造B2	14.3km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	14.1km/L以上
			構造B2	12.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	13.8km/L以上
			構造B2	12.6km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	13.6km/L以上
			構造B2	12.4km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	13.3km/L以上
			構造B2	12.0km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.3km/L以上
		1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	12.3km/L以上
			構造B2	11.2km/L以上
		2,101kg以上	構造A又は構造B1	11.7km/L以上
			構造B2	11.1km/L以上
	手動式以外のもの	1,421kg未満	構造A又は構造B1	13.1km/L以上
			構造B2	12.5km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	12.8km/L以上
			構造B2	11.8km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	11.5km/L以上
			構造B2	10.9km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	11.3km/L以上
			構造B2	10.6km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	11.0km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	10.8km/L以上
			構造B2	9.5km/L以上
		1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	10.3km/L以上
			構造B2	9.0km/L以上
		2,101kg以上	構造A又は構造B1	9.4km/L以上
			構造B2	8.8km/L以上

表６　路線バス，一般バス（車両総重量 3.5t 超）に係る重量車モード燃費基準

区分	燃費基準値	
	路線バス	一般バス
車両総重量が 3.5t 超 6t 以下	6.97km/L以上	9.04km/L以上
車両総重量が 6t 超 8t 以下		6.52km/L以上
車両総重量が 8t 超 10t 以下	6.30km/L以上	6.37km/L以上
車両総重量が 10t 超 12t 以下	5.77km/L以上	5.70km/L以上
車両総重量が 12t 超 14t 以下	5.14km/L以上	5.21km/L以上
車両総重量が 14t 超 16t 以下	4.23km/L以上	4.06km/L以上

車両総重量が 16t 超	4.23km/L以上	3.57km/L以上

備考　１　「路線バス」とは，乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車であって，高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車をいう。

２　「一般バス」とは，乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車であって，路線バス以外の自動車をいう。

表７ トラック等（車両総重量 3.5t 超）に係る重量車モード燃費基準

区分	最大積載量	燃費基準量
車両総重量が3.5ｔ超7.5t 以下	最大積載量が 1.5t 以下	10.83km/L 以上
	最大積載量が 1.5t 超 2t 以下	10.35km/L 以上
	最大積載量が 2t 超 3t 以下	9.51km/L 以上
	最大積載量が 3t 超	8.12km/L 以上
車両総重量が 7.5t 超 8t 以下		7.24km/L 以上
車両総重量が 8t 超 10t 以下		6.52km/L 以上
車両総重量が 10t 超 12t 以下		6.00km/L 以上
車両総重量が 12t 超 14t 以下		5.69km/L 以上
車両総重量が 14t 超 16t 以下		4.97km/L 以上
車両総重量が 16t 超 20t 以下		4.15km/Ｌ以上
車両総重量が 20t 超		4.04km/L 以上

表８ トラクタ（車両総重量 3.5t 超のけん引自動車）に係る重量車モード燃費基準

区分	燃費基準値
車両総重量が 20t 以下のトラクタ	3.09km/L 以上
車両総重量が 20t 超のトラクタ	2.01km/L 以上

表９　ＬＰガス乗用車に係る 10・15 モード燃費基準

区　　分	燃費基準値
車両重量が　703kg未満	15.9km/L以上
車両重量が　703kg以上　828kg未満	14.1km/L以上
車両重量が　828kg以上1,016kg未満	13.5km/L以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.0km/L以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	9.8km/L以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	7.9km/L以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	6.7km/L以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	5.9km/L以上
車両重量が2,266kg以上	4.8km/L以上

表 10　ＬＰガス小型貨物車に係る 10・15 モード燃費基準

区　分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手動式	703kg未満	構造Ａ	15.8km/L以上
			構造Ｂ	13.3km/L以上
		703kg以上　828kg未満	構造Ａ	14.1km/L以上
			構造Ｂ	13.1km/L以上
		828kg以上		12.1km/L以上
	手動式以外のもの	703kg未満	構造Ａ	14.8km/L以上
			構造Ｂ	12.7km/L以上
		703kg以上　828kg未満	構造Ａ	12.9km/L以上
			構造Ｂ	12.1km/L以上
		828kg以上		11.7km/L以上
軽量貨物車	手動式	1,016kg未満		13.9km/L以上
		1,016kg以上		12.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上
		1,016kg以上		10.8km/L以上
中量貨物車（車両総重量が2.5t 以下のものに限る）	手動式	1,266kg未満	構造Ａ	11.3km/L以上
			構造Ｂ	9.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/L以上
		1,516kg以上		7.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造Ａ	9.8km/L以上
			構造Ｂ	8.8km/L以上
		1,266kg以上		8.1km/L以上

（２）ETC 対応車載器

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
【判断の基準】 ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）に対応し，自動車に取り付け，有料道路の料金所に設置されたアンテナとの間で無線通信により車両や通行料金等に関する情報のやり取りを行う装置であること。	① P10のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ② ①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。

（３）カーナビゲーションシステム

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
【判断の基準】 走行中の自動車の運転者に対して，次に示す情報を，車載の画面に表示あるいは音声により案内して，知らせる機能が搭載されていること。 １　走行中の自動車の現在位置・進行方向 ２　周辺の道路交通状況に関する現在情報	① P10のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ② ①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。

（４）乗用車用タイヤ

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
【判断の基準】 １　転がり抵抗係数が9.0以下であること。 ２　スパイクタイヤでないこと。 【配慮事項】 １　製品の長寿命化に配慮されていること。 ２　走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ３　製品の包装又は梱包は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ４　包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。	① P10のフローのうち，②及び④を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ② ①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。 （低燃費タイヤ統一マーク）

備考　１　本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は，JIS D 4202 に規定する市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって，自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。
２　「転がり抵抗係数」の試験方法は，JIS D 4234 による。
３　判断の基準１については，EU 規則「Wet Grip グレーディング試験法（案）」により測定されたウェットグリップ性能が 110 以上であるタイヤとする。
４　判断の基準２は，スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し，もって国民の健康を保護するとともに，生活環境を保全するという「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」（平成２年法律第 55 号）の趣旨を踏まえたものである。

（５）再生タイヤ（自動車専用タイヤ更生）

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
【判断の基準】 次のいずれかの要件を満たすこと １　第一寿命を摩耗終了した自動車用専用タイヤの台タイヤ（ケーシング）に，路面部のゴムを張り替えて機能を復元し，再生タイヤとして第二寿命における使用を可能にしたものであること。 ２　再生することなく再溝切り（リグルーブ）が可能なものであること。 【配慮事項】 １　ラジアル構造の推奨等製品の長寿命化に配慮されていること。 ２　走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ３　製品の包装又は梱包は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	① P10 のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ② ①の方法での調達が困難な場合は商品カタログの環境情報から判断の基準に合致する品目を選択する。

備考　１　本項の判断の基準の「タイヤ」とは，JIS D 4202 に規定するタイヤの種類のうち「小形トラック用タイヤ」「トラック及バス用タイヤ」又は JIS D 6401 に規定する「産業車両用タイヤ」「建設車両用タイヤ」とする。
２　JIS K 6329（更生タイヤ）に適合する更生タイヤは，判断の基準１を満たす。

14　消火器

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

15　制服・作業服等

（１）制服・作業服・帽子

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
制服・作業服	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※エコマーク認定商品のうち，再生PET繊維の認定品は判断の基準に適合する。
帽子	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローを参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※エコマーク認定商品のうち，再生PET繊維の認定品は判断の基準に適合する。

（２）作業手袋

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※エコマーク認定商品のうち，再生PET繊維の認定品又はポストコンシューマ材料のみを使用した認定品は判断の基準に適合する。

16　インテリア・寝装寝具

（１）カーテン等

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
カーテン 布製ブラインド 金属製 ブラインド	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※エコマーク認定商品のうち，再生PET繊維の認定品は判断の基準に適合する。

（２）カーペット

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
ニードルパンチカーペット	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。

（３）毛布等

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
毛布	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※エコマーク認定商品のうち，再生PET繊維の認定品は判断の基準に適合する。
ふとん	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※エコマーク認定商品のうち，再生PET繊維の認定品は判断の基準に適合する。

（４）ベッドフレーム・マットレス

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
ベッドフレーム	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。
マットレス	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※フェルト部分の全てが未利用繊維または反毛繊維を使用した認定品は判断の基準に適合する。

17　その他繊維製品

（１）集会用テント・ブルーシート

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
集会用テント	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※エコマーク認定商品のうち，再生PET繊維が使用された認定品は判断の基準に適合する。
ブルーシート	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※エコマーク認定商品のうち，再生ポリエチレン繊維が使用された認定品は判断の基準に適合する。

（２）防球ネット

判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※エコマーク認定商品のうち，再生PET繊維又は再生ポリエチレン繊維が使用された認定品は判断の基準に適合する。

（３）旗・のぼり・幕類

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
旗 のぼり 幕	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※エコマーク認定商品のうち，再生PET繊維が使用された認定品は判断の基準に適合する。

（４）モップ

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法及び参考となる環境ラベル
モップ	国の規定に準じる。 ＜参照URL＞ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html	P10のフローのうち，②以降を参照するとともに，以下の環境ラベルを参考に購入する。 ※エコマーク認定商品のうち，未利用繊維又は反毛繊維を使用した認定品（いずれも25%以上使用した製品）及びリサイクル繊維（再生PET繊維，ケミカルリサイクル繊維等）を使用した認定品は判断の基準に適合する。

備考　２　「再生プラスチック」とは，使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし，原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

３　「未利用繊維」とは，紡績時に発生する短繊維（リンター等）を再生した繊維をいう。

４　「リサイクル繊維」とは，反毛繊維等使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用した繊維をいう（ただし，原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。

５　「反毛繊維」とは，衣類等の製造時に発生する裁断屑，廃品となった製品等を綿状に分解し再生した繊維をいう。

18　役務

（１）自動車整備

判断の基準・配慮事項	選択方法
【判断の基準】 １　自動車リサイクル部品（リユース部品（使用済自動車から取り外され，品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）又はリビルド部品（使用済自動車から取り外され，磨耗又は劣化した構成部品を交換，再組み立て，品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品をいう。）が使用されていること。 ２　エンジン洗浄を実施する場合にあっては，次の要件を満たすこと。 ア　大気汚染物質（炭化水素及び一酸化炭素)がエンジン洗浄実施前後において，20%以上削減されること。 なお，エンジン洗浄を実施すべき自動車の状態については，大気汚染物質の発散防止のために通常必要となる整備の実施後において，炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による炭化水素及び一酸化炭素の測定結果が，表の区分ごとの値を超える場合とする。 イ　エンジン洗浄の実施直後及び法定12ヶ月点検において判断の基準の効果を確認し，通常必要となる整備が適切に実施されており，かつエンジン洗浄実施前の測定値から20%以上削減されていなかった場合，無償で再度エンジン洗浄を実施する等の補償を行う体制が確保されていること。 **【配慮事項】** １　エンジン洗浄の環境負荷低減効果に係る情報の収集・蓄積が図られていること。また，エンジン洗浄に関する環境負荷低減効果や費用等に係る詳細な情報提供を積極的に行うとともに，当該情報が開示されていること。 ２　ロングライフクーラントの再利用に努めていること。 ３　自動車整備に当たって，使用するエネルギーや溶剤等の資源の適正使用に努め，環境負荷低減に配慮されていること。 ４　製品の包装又は梱包は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	判断の基準に合致するように仕様を指定する。

備考　１　本項の判断の基準１は，定期点検整備のほか，故障，事故等による自動車修理等を行うために，自動車整備事業者等に発注する役務であって，部品交換を伴うもの（消耗品の交換を除く。）を対象とする。
２　本項における「自動車」とは，普通自動車，小型自動車及び軽自動車（但し，二輪車は除く。）をいう。
３　部品の種類により，商品のないもの又は適時での入手が困難な場合においては，新品部品のみによる整備についても本項の集計の対象とする。ただし，これを特定調達物品等としてみなすものではない。
４　本項の判断の基準２の対象とする「エンジン洗浄」は，炭化水素測定器及び一酸化炭素測定器による測定を伴う定期点検整備等を行うため自動車整備事業者等に発注する役務であって，表の基準を超える場合に実施する自動車のエンジン燃焼室の洗浄により内部に蓄積されたカーボン・スラッジ等を取り除くものをいう。
５　本項の判断の基準２については，ガソリンを燃料とする普通自動車，小型自動車及び軽自動車（２サイクル・エンジンを有するこれらのものを除く）を対象とする。
６　本項の判断の基準２イのエンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準は，大気汚染防止法に基づく自動車排出ガスの量の許容限度（昭和 49 年 1 月 21 日環境庁告示第１号）による。
７　エンジン洗浄を実施していない自動車整備事業者や自動車販売事業者からの当該作業の依頼については，対応を図る体制が確保されていること。

表　エンジン洗浄を実施すべき排出ガスの基準

自動車の種類	一酸化炭素（CO）	単価水素（HC）
普通自動車，小型自動車	1%	300ppm
軽自動車	2%	500ppm

（注意事項）
部品交換を伴う自動車整備を発注する場合には，次頁に掲載されている「自動車リサイクル部品の積極的な使用についてのお願い」をコピーの上，必ず配付すること。

自動車整備事業者の皆様へ

自動車リサイクル部品の積極的な使用についてのお願い

宮城大学では，事務事業に必要な物品及びサービスの調達に当たって，環境に配慮したものを優先的に調達する「グリーン購入」に努めています。

つきましては，**宮城大学が発注した自動車（普通自動車，小型自動車及び軽自動車）の定期点検整備や，故障・事故等による自動車修理等を行うにあたり，部品交換が必要な場合には，自動車リサイクル部品の積極的な利用をお願いします。**

なお，商品のないもの又は適時での入手が困難な場合は，この限りではありません。

自動車リサイクル部品とは…

①リユース部品（使用済自動車から取り外され，品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品）

②リビルド部品（使用済自動車から取り外され，摩耗又は劣化した構成部品を交換，再組み立て，品質確認及び清掃等を行い商品化された自動車部品）

公立大学法人宮城大学

（２）クリーニング

判断の基準・配慮事項	選択方法
【判断の基準】 １　エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ２　ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。 **【配慮事項】** １　揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。 ２　ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。 ３　事業所，営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに，当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。 ４　可能な限り低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。 ５　包装材（ポリ包装資材，袋等）の削減に努めていること。 ６　省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。 ７　ドレンの回収及び再利用により，省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られていること。	判断の基準に合致するように仕様を指定する。

備考　１　本項の判断の基準の対象とする「クリーニング」は，クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）に定めるクリーニング業をいう。ただし，毛布，ふとん，モップ等，他の品目としてリース・レンタル契約により調達する場合，調達先事業者が行う当該製品のクリーニングには本項の判断の基準は適用しない。

２　「ドレン」とは，蒸発してできた蒸気（飽和蒸気）が放熱や熱の利用により凝縮水へ状態変化したものをいう。

３　「エコドライブ」とは，エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（平成 24 年 10 月）に基づく運転をいう。

（参考）

ア　ふんわりアクセル『ｅスタート』
イ　車間距離にゆとりをもって，加速・減速の少ない運転
ウ　減速時は早めにアクセルを離そう
エ　エアコンの使用は適切に
オ　ムダなアイドリングはやめよう
カ　渋滞を避け，余裕をもって出発しよう
キ　タイヤの空気圧から始める点検・整備
ク　不要な荷物はおろそう
ケ　走行の妨げとなる駐車はやめよう
コ　自分の燃費を把握しよう

４　「エコドライブを推進するための措置」とは，次の要件を満たすことをいう。

ア　エコドライブについて運転者への周知がなされていること。
イ　エコドライブに係る責任者の設置，マニュアルの作成（既存マニュアルの活用を含む）等の取組を実施していること。
ウ　エネルギー使用実態を運転者別・車種別等の適切な単位で把握し，エネルギーの使用の管理を行うこと。なお，その際は，車両の運行記録を用いることが望ましい。

５　「ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること」とは，次の要件を満たすことをいう。

ア　回収が適切に行われるよう，ユーザに対し回収に関する情報（回収方法，回収窓口等）が表示又は提供されていること。
イ　回収されたハンガーを洗浄し，再使用すること。
ウ　回収されたプラスチックハンガーについて，再使用できない場合にあっては可能な限りマテリアルリサイクルをすること。

６　「低燃費・低公害車」とは，本計画に示した「11　自動車等」を対象とする。

７　本項の判断基準の１については，わが社のｅ行動宣言のエコドライブ宣言（選択項目 11 番）の登録等による，積極的な取り組みを推奨するものである。

参考 URL：http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/e-koudou-sengen-top.html

（３）飲料自動販売機設置

判断の基準・配慮事項	選択方法
【判断の基準】 １　エネルギー消費効率が表１に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 ２　冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ３　表２に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また，環境配慮設計の実施状況については，その内容がウエブサイト，環境報告書等により公表され，容易に確認できること。 ４　特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また，当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ５　使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり，リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。 **【配慮事項】** １　年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類，地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに，ウエブサイトにおいて公表されていること。 ２　屋内に設置される場合にあっては，夜間周囲に照明機器がなく，商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き，照明が常時消灯されていること。 ３　屋外に設置される場合にあっては，自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。 ４　カップ式飲料自動販売機にあっては，マイカップに対応可能であること。 ５　真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。 ６　自動販売機本体と併設して飲料容器の回収箱を設置するとともに，容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。 ７　自動販売機の設置・回収，販売品の補充，容器の回収等に当たって低燃費・低公害車を使用する，配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。 ８　製品の包装又は梱包は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ９　包装材の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。	判断の基準に合致するように仕様を指定する。

備考　１　本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は，缶・ボトル飲料自動販売機，紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし，次のいずれかに該当するものを設置する場合は，これに含まれないものとする。

ア　商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの

イ　台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの

ウ　車両等特定の場所で使用することを目的とするもの

エ　電子冷却（ペルチェ冷却等）により，飲料（原料）を冷却しているもの

２　本項の判断の基準は，設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。

３　判断の基準１については，災害対応自動販売機，ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち，当該機能を有することにより，消費電力量の増加するものについては適用しないものとする。

４　判断の基準２イについては，次のいずれかに該当する場合は，適用しないものとする。

ア　紙容器飲料自動販売機又はカップ式飲料自動販売機

イ　使用される冷媒に用いられている物質の地球温暖化係数が相当程度小さい場合（地球温暖化係数 140 未満。該当する冷媒は二酸化炭素，炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等）

５　本項における「地球温暖化係数」とは，温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度を二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。

６　判断の基準５における特定の化学物質の含有率基準値については，JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表 A.1（特定の化学物質，化学物質記号，算出対象物質及び含有率基準値）の含有率基準値とし，基準値を超える含有が許容される項目については，上記 JIS の附属書Ｂに準ずるものとする。なお，その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。

７　「エネルギー消費効率基準達成率」とは，判断の基準１で算出した当該製品の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。

８　調達を行う各機関は，次の事項に十分留意すること。

ア　利用人数，販売量等を十分勘案し，必要な台数，適切な大きさの自動販売機を設置すること。

イ　設置場所（屋内・屋外，日向・日陰等）によって，エネルギー消費等の環境負荷が異なることから，可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。

ウ　マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては，設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い，購入者への注意喚起を実施するとともに，衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

表１　飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区分			基準エネルギー消費効率の算定式
販売する飲料の種類	自動販売機の種類		
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機		E=0.218V+401
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が 400㎜未満のもの）		E=0.798Va+414
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が 400㎜以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの	E=0.482Va+350
		電子マネー対応装置のあるもの	E=0.482Va+500
紙容器飲料	A タイプ（サンプルを使用し，商品販売を行うもの）	コールド専用機	E=0.948V+373
		ホットアンドコールド機(庫内が 2 室のもの)	E=0.306Vb+954
		ホットアンドコールド機(庫内が 3 室のもの)	E=0.630Vb+1474
	B タイプ（商品そのものを視認し，商品販売を行うもの）	コールド専用機	E=0.477V+750
		ホットアンドコールド機	E=0.401Vb+1261
カップ式飲料	―		E=1020[T≦1500] E=0.293T+580[T>1500]

備考　１　「コールド専用機」とは，商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
２　「ホットオアコールド機」とは，商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
３　「ホットアンドコールド機」とは，自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ，商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
４　E,V,Va,Vb 及び T は，次の数値を表すものとする。
E ：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）
V ：実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：L）
Va：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
Vb：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
T ：調整熱容量（湯タンク容量に 80 を乗じた数値，冷水槽容量に 15 を乗じた数値及び貯氷量に 95 を乗じて 0.917 で除した数値の総和に 4.19 を乗じた数値）（単位：kJ）
５　エネルギー消費効率の算定法については，「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく経済産業省告示 289 号（平成 19 年 11 月 26 日）の「３エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表２　飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目的	評価項目	評価基準
リデュース（省資源化）	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール，リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
		修理・保守性への配慮をしていること。
	消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件，設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。
リユース（再使用化）	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し，共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示，清掃・洗浄，与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル（再資源化）	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の統一化及び材料表示を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

19　災害備蓄用品

（１）災害備蓄用品（飲料水）

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法
ペットボトル飲料水	**【判断の基準】** １　賞味期限が５年以上であること。 ２　製品及び梱包用外箱に名称，原材料名，内容量，賞味期限，保存方法及び製造者名が記載されていること。 **【配慮事項】** １　回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ２　容器（ボトル）については，可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ３　使用するボトル，ラベル・印刷，キャップ等については，使用後の再処理，再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。	①　p10のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は，商品カタログの環境情報から判断の基準に適合する品目を選択する。

備考　１　本項の判断の基準の対象とする「ペットボトル飲料水」は，災害用に長期保管する目的で調達するものとする。

２　判断の基準２の原材料名については，梱包用外箱には適用しない。

３　各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は，災害備蓄用品の対象から除外することとする。

４　各機関はペットボトル飲料水の調達にあたり，流通備蓄や災害発生時に自動販売機内の商品を無償提供できる「フリーベンド」機能を持った災害対策用自動販売機の利用を勘案すること。

５　各機関は災害備蓄用品を調達するに当たり，当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し，備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに，継続的に更新していく仕組みを構築すること。

６　各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から，納入事業者に対し，可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう，納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

７　災害備蓄用の飲料水は，長期にわたって備蓄・保管することから，当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上，調達を行うこと。

８　使用するボトル，ラベル・印刷，キャップ等の環境配慮設計については，PET ボトルリサイクル推進協議会作成の「指定 PET ボトルの自主設計ガイドライン」を参考とすること。

（２）防災備蓄用品（食料）

品　　目	判断の基準・配慮事項	選択方法
缶詰 **アルファ化米** **保存パン** **乾パン**	**【判断の基準】** １　賞味期限が５年以上であること。 ２　製品及び梱包用外箱に，名称，原材料名，内容量，賞味期限，保存方法及び製造者名が記載されていること。 **【配慮事項】** 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。	①　p10のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は，商品カタログの環境情報から判断の基準に適合する品目を選択する。
レトルト食品等	**【判断の基準】** １　次のいずれかの要件を満たすこと。 ア　賞味期限が５年以上であること。 イ　賞味期限が３年以上であって，容器，付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。 ２　製品及び梱包用外箱に，名称，原材料名，内容量，賞味期限，保存方法及び製造者名が記載されていること。 **【配慮事項】** 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。	
栄養調整食品 **フリーズドライ食品**	**【判断の基準】** １　賞味期限が３年以上であること。 ２　製品及び梱包用外箱に，名称，原材料名，内容量，賞味期限，保存方法及び製造者名が記載されていること。 **【配慮事項】** 回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあ	

	ること。	

備考　１　本項の判断の基準の対象とする「缶詰」「アルファ化米」「保存パン」「乾パン」「フリーズドライ食品」「レトルト食品」及び「栄養調整食品」は，災害備蓄用品として調達するものに限る。
２　「レトルト食品等」とは，気密性を有する容器に調製した食品を充填し，熱溶融により密封され，常温で長期保存が可能となる処理を行った製品をいう。
３　「栄養調整食品」とは，通常の食品形態であって，ビタミン，ミネラル等の栄養成分を強化した食品をいう。
４　「缶詰」の判断基準１については，基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は，賞味期限が３年以上であることをもって特定調達物品等とみなすこととする。なお，当該期間については，市場動向を勘案しつつ，検討を実施することとする。
５　「アルファ化米」及び「乾パン」の賞味期限に係る判断の基準１については，市場動向を勘案しつつ今後見直しを実施することとする。
６　判断の基準２の原材料名については，梱包用外箱には適用しない。
７　調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は，災害備蓄用品の対象から除外することとする。
８　調達を行う各機関は災害備蓄用品を調達するにあたって，当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し，備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに，継続的に更新していく仕組みを構築すること。
９　各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から，納入事業者に対し，可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう，納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。
１０　災害備蓄用の飲料水は，長期にわたって備蓄・保管することから，当該製品の賞味期限内における品質・安全性等について事前に十分確認の上，調達を行うこと。

（３）一次電池

判断の基準・配慮事項	選択方法
【判断の基準】 １　一次電池にあっては，表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこと。 ２　使用推奨期限が５年以上の製品使用であること。 **【配慮事項】** 製品の包装又は梱包及び容器は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	①　p10のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は，商品カタログの環境情報から判断の基準に適合する品目を選択する。

備考　１　本項の判断の基準の対象とする「一次電池」は，我が国における経常の通称「単１形」「単２形」「単３形」又は「単４形」とする。
２　「最小平均持続時間」は，JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515 に規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は，判断の基準１を満たす。
３　調整を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利用する場合は，災害備蓄用品の対象から除外することとする。
４　調整を行う各機関は災害備蓄用品を調達するに当たり，当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し，備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに，継続的に更新していく仕組みを構築すること。
５　調整を行う各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から，納入事業者に対し，可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう，納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

表　一次電池に係る最小平均持続時間

形状の通称 （寸法：高さ・直径）	負荷抵抗（Ω）	最小平均持続時間	
		初　度	12 か月貯蔵後及び使用推奨期間内
単１形 （61.5mm･34.2mm）	1.5	520 分	465 分
	600mA（放電電流）	11 時間	9.9 時間
	10	85 時間	76 時間
	2.2	16 時間	14 時間
	1.5	520 分	465 分
単２形 （50.0mm･26.2mm）	3.9（携帯電灯条件）	800 分	720 分
	400mA（放電電流）	8.0 時間	7.2 時間
	20	80 時間	72 時間
	3.9（モーター使用機器・玩具）	14 時間	12 時間
単３形 （50.5mm･14.5mm）	43	60 時間	54 時間
	3.9	5.0 時間	4.5 時間
	100mA（放電電流）	15 時間	13.5 時間
	250mA（放電電流）	5.0 時間	4.5 時間
	1000mA（放電電流）	220 回	195 回
	1,500mW 650mW	40 回	36 回
	24	33 時間	29 時間

	3.3	190 分	170 分
単４形 （44.5mm･10.5mm）	5.1(携帯電灯条件)	130 分	115 分
	24	14.5 時間	13.0 時間
	5.1(モーター使用機器・玩具)	2.0 時間	1.8 時間
	75	44 時間	39 時間
	600mA(放電電流)	170 回	150 回
	100mA(放電電流)	7.0 時間	6.3 時間

（４）非常用携帯燃料

判断の基準・配慮事項	選択方法
【判断の基準】 １　品質保証期限が５年以上であること。 ２　名称，原材料名，内容量，品質保証期限，保存方法及び製造者名が記載されていること。 **【配慮事項】** 製品の包装又は梱包及び容器は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	①　p10のフローのうち，②を参照し，判断の基準に適合する製品を検索する。 ②　①の方法での調達が困難な場合は，商品カタログの環境情報から判断の基準に適合する品目を選択する。

備考　１　調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は，災害備蓄用品の対象から除外することとする。
２　調達を行う各機関は災害備蓄用品を調達するに当たり，当該品目の保存期限等を勘案した備蓄・購入計画を立案し，備蓄量及び購入量を適正に管理するとともに，継続的に更新していく仕組みを構築すること。
３　調達を行う各機関は納入時点における当該製品の残存期限を長くする観点から，納入事業者に対し，可能な限り新しい製品の納入のための準備が可能となるよう，納期まで一定の期間を与える等の配慮を行う契約方法について検討すること。

（５）携帯発電機

判断の基準・配慮事項	選択方法
【判断の基準】 １　次のいずれかの要件を満たすこと。 ア　ガソリンエンジンを搭載する発電機（天然ガス又はLPガスを燃料として使用するものを含む。）にあっては，排出ガスが表１に示された排気量の区分ごとの基準値以下であること。 イ　ディーゼルエンジンを搭載する発電機にあっては，排出ガスが表２に示された基準値以下であること。 ２　騒音レベルが98デシベル以下であること。 ３　連続運転可能時間が３時間以上であること。ただし，カセットボンベ型のものにあっては１時間以上であること。 **【配慮事項】** １　燃料消費効率が可能な限り高いものであること。 ２　使用時の負荷に応じてエンジン回転数を自動的に制御する機能を有していること。 ３　製品の小型化及び軽量化が図られていること。 ４　製品の長寿命化，部品の再使用又は原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ５　製品の包装又は梱包は，可能な限り簡易であって，再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	商品カタログの環境情報から判断の基準に適合する品目を選択する。

備考　１　本項の判断の基準の対象とする「携帯発電機」は，発電機の定格出力が３kVA以下の発動発電機とする。
２　騒音レベルの測定方法は「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法」（平成９年建設省告示第1537号）による。
３　調達を行う各機関が個別の業務において使用する目的で購入した物品を災害用に利活用する場合は，災害備蓄用品の対象から除外することとする。
４　調達を行う各機関は，発電する電気の周波数に留意すること。

表１　ガソリンエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排気量の区分	排出ガス基準値（g/kWh）	
	HC+NOx	CO
66cc未満	50	610
66cc以上100cc未満	40	
100cc以上225cc未満	16.1	
225cc以上	12.1	

備考　排出ガスの測定方法はJIS B 8008-4のG2モードによる。

表２　ディーゼルエンジン搭載発電機に係る排出ガス基準値

排出ガス基準値（g/kWh）		
NMHC+NOx	CO	PM
7.5	8	0.4

備考　　排出ガスの測定方法は JIS B 8008-4 の D2 モードによる。